

# 豊田市農業委員会議事録

令和6年2月29日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和6年2月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第10号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (19名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博	18番	林 如実
19番	杉田 雅子				

< 欠席委員 > (なし)

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主任主査	杉本 一浩	主査	井上 貴道	主査	岩月 彰弘

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員はおりません。19人全員出席です。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。16番、伊藤政和委員、17番、倉地雅博委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第7号から第11号までの審議案件5件と、その他報告案件4件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和6年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和6年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

7番、秋葉町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

8番、秋葉町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

9番、丸山町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

10番、本新町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

11番、御立町の件。

担当推進委員の成田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

12番、福受町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

13番、西岡町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

14番、貝津町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

15番、貝津町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

16番、貝津町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

17番、貝津町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

18番、貝津町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

19番、貝津町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

20番、貝津町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

21番、成合町の件。

担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

22番、西中山町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

23番、羽布町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

24番、下山田代町の件。

担当推進委員の天野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

どうぞ。

中根委員：営農型の太陽光発電が大分ありますけど、これ、全国的に見ると結構問題が起きていて、当初は営農型でやるんですけど、実際は、その後うまく耕作できずに荒れちゃっているようなケースが全国的に発生しているようなんですけど、こ

の後、何か追跡というか、定期的にチェックか何かをされていくんでしょうか。

会 長： 事務局、お願いします。

事 務 局： 毎年、耕作状況について、収量や品質についての報告を業者からいただきますので、そこで耕作状況について確認をまいります。

許可年数は、今回は認定農業者で10年ということなので、10年後にもし耕作状況が芳しくなければ、当然、その先の許可更新はしないという可能性もあります。毎年の状況を確認しながら、更新のタイミングで更新の許可をするかどうかという判断をする形になっていきます。

中根委員： ありがとうございます。

会 長： ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

(会場声なし)

会 長： なければ、採決をいたします。

議案第7号で上程されました18件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第7号は承認決定されました。

令和6年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和6年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

5番、上原町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に上豊田駅が存在する区域です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村(逸)委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第8号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第8号は、適当である旨、承認されました。

令和6年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和6年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

24番、栄生町の件、介護施設です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、25番、高原町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、愛環梅坪駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、26番、若草町の件、住宅敷地増しです。第2種農地です。判

断基準は、愛環梅坪駅からおおむね500メートル以内です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、27番、若草町の件、長屋住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 4件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、28番、渡合町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、29番、上野町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本案件は事前着手が見受けられたため、始末書の提出を求めます。

お願いします。

築山委員： 28番は問題ありません。

29番は、今言われたとおり、現地確認上、既に先行着手されていた様子なので、事務局のほうに始末書案件ということで報告をしております。

以上です。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、30番、畝部東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設

設がある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、31番、畝部東町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

中川委員： 2件とも問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、32番、豊栄町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、33番、渡刈町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、34番、和会町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

中根委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、35番、竹町の件、宅地造成です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね500メートル以内です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、36番、竹元町の件ですが、本案件は申請者より取下げ願い出がありましたので、審議は必要ありません。

続きまして、37番、中町の件、住宅敷地増しです。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農地で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張に該当します。

続きまして、38番、若林西町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、若林駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 3件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、39番、堤町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、40番、高岡町の件、従業員駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 39、40番、ともに異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、41番、猿投町の件、敷地増し、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降、同基準はその他第2種農地と読ませていただきます。許可基準は、第2種農地で、理由書等の内容により拡張部分の面積が既存施設の敷地の2分の1を超えない計画であるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、42番、加納町の件、建売住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、43番、四郷町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル

ル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、44番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 4件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、45番、保見町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、46番、貝津町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。なお、以降、同基準は農用地区域内農地と読ませていただきます。許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、47番、貝津町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農用地区域内農地です。許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、48番、貝津町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農用地区域内農地です。許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、49番、貝津町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農用地区域内農地です。許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用

に該当します。

続きまして、50番、貝津町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農用地区域内農地です。許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、51番、貝津町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農用地区域内農地です。許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、52番、貝津町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農用地区域内農地です。許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、53番、大清水町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に上豊田駅が存在する区域です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、54番、大清水町の件、障がい者就労支援施設です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね500メートル以内です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、55番、伊保町の件、資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和61年頃から資材置場として利用していたものを、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

水嶋委員： 申請番号45番及び53番、54番、55番につきましては、特に問題はございません。

申請番号46番から52番までの営農型太陽光発電でございますが、許可案件かとは思われますが、今後の在り方また継続について心配されます。それを

私の意見とさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、56番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成7年頃から作業小屋及び資材置場として利用していたものを、今回の申請で是正するものでございます。

続きまして、57番、滝見町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、58番、西中山町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本案件は始末書案件であり、平成25年頃からウナギの養殖場及び炭焼き小屋を設置していたものを、今回の申請で駐車場とすることで是正するものです。

お願いします。

梅村（貢）委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、59番、李町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、60番、李町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 59、60番、ともに問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

どうぞ。

水嶋委員： 今回の一時転用、太陽光発電の件でございますが、転用部分は支柱部分のみという理解でよろしいですか。

会長： 事務局。

事務局： はい、そうです。

水嶋委員： あと、これ、水稻の作付だと今回思われますが、水稻でよろしいですか。あわせて、水稻ができない事情になったとき、作物変更も可能なのか。

事務局： 申請番号の48番については千両なんですけど、それ以外は稲作で申請を受けております。

水嶋委員： 許可申請書を見ると水稻のように思われますので。

事務局： そうですね。

水嶋委員： 当初は水稻なのかなと理解するんですが、先ほどの10年という期間の中で、変えてもいいものなのか。

事務局： 変更自体は、可能です。ただ、国の通知では、収益が落ちる作物への変更は望ましくないとされています。

要は、営農型太陽光は、あくまでも主は農業で、副として売電で収入を得ていくのに、パネルの影響で作物がうまく育たないといった理由で、収益が下がる作物に変えるのは望ましくないとということです。

水嶋委員： 私の地区ではないんですが、近くであるんですけど、1年足らずに水稲からブルーベリーに変えている実例があるんですね。そうすると収益の面で、例えば反収は、水稲で上げていたものが、どのように比較していくのか、金銭面だけなのか。

その収益の8割でしたかね。

事務局： 8割というのは。

水嶋委員： たしか8割より減になった場合、一時転用が継続できなくなるということは認識しているものですから、どのように判断して、例えばどこがどのように判断して決定していくのかもちょっと不明なのかな、不明だなというふうには思うんですけど。

事務局： 今言われた、8割というのは、許可の更新の際に、地域の平均反収、今回でいう水稲では1反当たり収量が、近隣の田んぼで取れる収量と比べて8割を下回ると、それは太陽光が悪影響を与えているから、許可更新ができないという可能性があるというものです。

この点については、先ほどの御質問があったように、毎年、業者からの報告で確認させていただいて、収量が落ちているようであれば是正を促して、更新のタイミングで、それが是正されていなければ許可更新はできないという可能性があるといった形になります。

水嶋委員： この圃場申請で、10アール当たりの反収が明記してあったんですね。だから、これを基準にするという理解でいいのかな。

事務局： 地域の平均反収として記載があれば、それが基準となります。

水嶋委員： あと、賃料の関係が3条ではゼロ円というふうになっているんですけど、5条申請では賃料は3万円というふうに明記がある。また、利用権設定の議案の今回別資料を見ると、そこでは賃料が上がっているものですから、この差というのは何でしょうか。

事務局： 利用権設定自体は、地主さんと営農者さんの利用権の設定の金額になってきますので、地主が耕作者に貸す賃料の金額になっています。利用権の資料にはその金額が載っています。

水嶋委員： それが3条ではゼロということですか。

これは多分、転用事業者が地主に払われるお金というふうに理解するんですけ

ど。

事務局： 3条の地上権設定についてはゼロ円です。

水嶋委員： 耕作者が地主に払うのが、ゼロという理解でいいんですか。

事務局： 耕作者から地主へは、この別表のA3の利用権資料に記載の額となります。

1万円から2万円台ぐらいの金額がそれぞれ支払われる形になります。

水嶋委員： 耕作者が地主さんに払うということですよ。

事務局： そうです。

水嶋委員： ちょっと立会いで私も現場へ行ったんですが、転用事業者から賃料を地主に払うということを言われたんですが。

事務局： 転用事業者は地主に対して、パネルを設置させてもらうお金ということで、賃料を払います。

水嶋委員： そうすると、この転用ではその部分が出てこないということですか。

事務局： 転用の申請書に書いてある賃料が、転用事業者が地主さんに払う賃料です。

水嶋委員： 分かりました。

じゃ、ちょっと最後の意見として、圃場で営農をしながら太陽光エネルギーを利用して発電するということは、大変よいことだとは理解します。先ほど言ったように、同じように太陽光発電を実施している事例で、当初は水稲で、たしか1年か2年後にブルーベリーに変えて、現在、ブルーベリーということで営農型で実施していますので、特に今後のことですね。

それと、この耕作者が下山からということで、時間的に1時間以上かかる距離のもので、場所が、今回7件あるんですけど、一連の場所ではないんですね。飛び地です。100メートル近く飛び地になっているところもありますので、今後の在り方だとか、継続されるというのが心配されるということで、私の意見とさせていただきます。

会長： ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

杉田さん。

杉田委員： 今の話ですけど、私も気になっていて、この間、先週、国のほうに聞いてみましたら、来年から太陽光発電に関しての営農は厳しくする、法として厳しくするというような回答が来まして、8割から減になった場合はどのようにして

いくかというのを厳しくしていこうと思うという回答が来ましたので、来年からちょっとそこを見守っていくというか。

ブルーベリーの件も、全く収量は得ていないということを聞いていますので、そういうときはどうするのかというのを、やはりみんなで考えていくところに来ていたんだろうなとは思いますが。

会 長： 御意見ですね。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(会場声なし)

会 長： では、先ほどありました29番の申請については、始末書を添付させるということで、それで条件付みたいな形で許可を出すという形でいいですか。

事 務 局： そうさせていただきたいと考えております。

会 長： それでは、採決をさせていただきたいと思えます。

議案第9号で上程されました36件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。

賛成多数ということで、第9号議案は、適当である旨、承認されました。

令和6年議案第10号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和6年議案第10号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

1番、河合町の件、変更内容は事業期間変更です。

本件は、令和3年5月20日付で第5条の一時転用許可を仮設現場事務所建設及び駐車場で得ました。安全に作業を行うための浸水対策を追加で行ったこと等の理由により、現在、工事の進捗状況が50%ほどであり、事業期間を延長することにより完了を図るものです。

続きまして、2番、河合町の件、変更内容は事業期間変更です。

本件は、令和3年6月14日付で第5条の一時転用許可を残土置場で得ました。先ほど御説明した1番の工事に伴う一時転用のため、同様に事業期間の延長を申請するものです。

以上です。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第10号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第10号は、適当である旨、承認されました。

令和6年議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和6年議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和6年3月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第11号資料①は利用権の総括表になります。議案第11号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第11号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和6年3月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、64筆、75,609平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第11号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第11号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案18ページ及び別紙配付資料5ページ及び6ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

6番、黒坂町の案件から、22ページを御覧ください、20番、伊保町の案件までの15件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

2番、大林町の自己用住宅の案件から、24ページを御覧ください、6番、上郷町の自己用住宅までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案25ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について。

4番、浄水町に分譲宅地の案件から、28ページを御覧ください、18番、花園町の自己用住宅の案件までの15件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時38分)

議事録署名者

印

印